

議案第 77 号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 6 月 11 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 川崎市立はるひ野小学校 | 川崎市麻生区はるひ野 4 丁目 8 番 1 号 |
|-------------|-------------------------|

別表第 2 に次のように加える。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 川崎市立はるひ野中学校 | 川崎市麻生区はるひ野 4 丁目 8 番 1 号 |
|-------------|-------------------------|

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

はるひ野小学校及びはるひ野中学校を新設するため、この条例を制定するものである。